

従業員表彰実施要領

(趣旨)

1. この実施要領は、宝塚商工会議所表彰規則に基づく従業員の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

2. 推薦者(事業所等)と被推薦者の資格をそれぞれ次のように定める。

(1) 推薦者(事業所等) 次の①から③をすべて満たす会員事業所

- ① 基準日(10月1日)現在、会員として3ヶ月以上経過していること。
- ② 原則として、宝塚市内の営業所、事務所、工場または事業場であること。
- ③ 前年度までの会費を完納していること。(当該年度からの新規加入会員は、加入時に納入すべき会費を納入していること。)

(2) 被推薦者 次の①から③をすべて満たす従業員

- ① 基準日(10月1日)現在、上記2(1)に定める宝塚市内の会員事業所に勤務する、常時雇用される従業員(注)であること。ただし、特別功労従業員表彰については、基準日(10月1日)現在、市内事業所で原則として1年以上勤務していること。
- ② 法令違反並びに公序良俗に反する者は、その対象としない。
- ③ 成年被後見人並びに法令による刑の執行が猶予されている者は、その対象としない。

(注) 常時雇用される従業員とは、雇用形態を問わず、期間を定めずに雇用契約されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。(パート、アルバイト可。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。)個人企業においては家族従業員、法人企業においては役員を対象外とするが、個人経営の事業所の家族従業員については、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人を、法人や団体の役員については、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員等と同じ給与規則によって給与を受けている人を従業員とすることができる。

(推薦の基準)

3. 各表彰の推薦基準をそれぞれ次のように定める。

A. 優良従業員表彰(宝塚市長と当所会頭の連名表彰)

勤続年数が10年以上20年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主(または事業所の長)が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

B. 優秀従業員表彰(宝塚市長と当所会頭の連名表彰)

勤続年数が20年以上30年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主(または事業所の長)が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

C. 永年功労従業員表彰(日本商工会議所会頭と当所会頭の連名表彰)

勤続年数が30年以上であり、かつ後進の指導育成に努めるとともに事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。

D. 特別功労従業員表彰(宝塚市長と当所会頭の連名表彰)

勤続年数にかかわらず、事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。(具体例については別途例示する。)ただし、理由となる事実が確認しえない場合、表彰を行わない。

- ① 同じ表彰への推薦……できません。ただし、D 特別功労従業員表彰の場合のみ、受賞した年度より5年度以上経過していれば推薦できます。

- ② 他の表彰への推薦……できます。ただし、D 特別功労従業員表彰を受賞した者を他の表彰に推薦する場合には、受賞した年度より5年度以上経過していることが必要です。

(例)H21 年度受賞の場合、H26 年度以降推薦できます。

(推薦)

4. 推薦について次のように定める。

(1) 提出書類 以下の書類を当所の定める期間内に提出するものとする。(必着)

- ①「商工優秀・優良従業員表彰推薦書」(当所指定)
- ②特別功労従業員表彰については、原則としてその功績を表すデータ・資料等を推薦書に添付すること。

(2) 推薦人数と推薦順位 1会員事業所から推薦できる人数は、3に定める全表彰あわせて5名までとする。また、推薦者は必ず推薦順位を付記することとし、順位の記載がない場合は勤続年数で、同一年数の時は氏名50音順で、順位を決定する。

(3) 期間の算定 勤務年数他期間算定等の基準日は、毎年10月1日をもって起算する。また、次の場合は、年数を通算して計算する。

- ①本支店のある企業で、市外事業所から市内事業所へ転勤した場合の勤続年数は通算する。
- ②退職した場合であっても、3年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
- ③合併、譲渡または内容もしくは組織の変更があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。
- ④臨時雇用期間。

(推薦後の変更通知)

5. 推薦してから表彰されるまでの間に、被推薦(表彰)者が推薦事由に該当しなくなった場合は、その旨をただちに事務局に通知すること。

(表彰)

6. 表彰について次のように定める。

(1) 表彰の決定 被表彰者は、選考委員会(宝塚市、宝塚商工会議所総務常任委員会で構成する)において審査・選考し、決定する。

(2) 表彰の時期と方法 当所の開催する表彰式において、表彰状と記念品を贈呈する。

(3) 表彰者数 表彰者数は、年度につき全表彰合わせて60名程度とする。

(日本商工会議所表彰への推薦)

7. 永年功労従業員として表彰が決定した者は、日本商工会議所表彰の該当者として推薦する。

(表彰の取消)

8. 次の場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 推薦書その他被表彰者の経歴・功績等に不実の記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、または本表彰制度の信用を著しく失墜する行為を行ったとき。

(委任)

9. 上記実施要領に定めのないものについては、総務常任委員会で協議し実施する。

附 則

(実施の時期)

1. この実施要領は、平成21年4月1日より実施する。

(過去の受賞者の対応)

2. 平成17年度までの旧実施要領により受賞した者の表彰は、下記の表により判断する。

(○:可 ×:不可)

(1) 旧実施要領の「商業の部」での受賞者

①優良従業員表彰 10年以上15年未満 ②優秀従業員表彰 15年以上

新基準による表彰		過去受賞者		
		優 良 (10年以上の部)	優 秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
優良	10年から14年	×	○	○
	15年から19年	×	×	○
優秀	20年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

(2) 旧実施要領の「工業の部」での受賞者

①優良従業員表彰 15年以上25年未満 ③優秀従業員表彰 25年以上

新基準による表彰		過去受賞者		
		優 良 (10年以上の部)	優 秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
優良	15年から19年	×	○	○
	20年から24年	×	○	○
優秀	25年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

特別功労者表彰の推薦基準（具体例）

A 次の(1)から(5)において、特に功労のあった者

(1) 生産関係

- ① 生産品に対する考案、改良、研究を行い企業に貢献した者
- ② 生産工程に対する考案、改良、工夫を行い企業に貢献した者
- ③ 技能の程度が卓越しており、当該職種の作業において第一人者と目される者
- ④ 技術の開発、育成に尽力し、優れた業績をあげた者
- ⑤ 科学技術の普及啓発に関して顕著な功績があった者
- ⑥ 作業効率の向上、製品の品質向上、コストの引き下げ、未利用資源の活用、傷害防止、災害防止等職域における技術の改善向上に貢献した者

(2) 販売・サービス関係

- ① 販売・接客方法の考案、改善、工夫を行い企業に貢献した者
- ② 商品・サービスの改良、工夫に貢献した者
- ③ 販売・接客技術に優れ、企業に貢献した者

- ④販売増強のため企画改善を行い、企業に貢献した者
- ⑤商品の陳列、ディスプレイ、サービス等に工夫を行い企業に貢献した者
- ⑥顧客満足度(CS)を高める努力を行い、その実績が高く評価された者

(3) 情報関係

- ①IT 分野において、考案、改良、研究を行い企業に貢献した者
- ②IT を活用し、業務効率を向上させ、企業に貢献した者
- ③IT を活用し、業績向上につなげ、企業に貢献した者
- ④優れたコンテンツを作成し、企業に貢献した者
- ⑤情報漏洩や IT の不正利用を未然に防ぎ、企業に貢献した者

(4) 安全衛生

- ①職場の安全確保に関する、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者
- ②衛生管理の維持に関する、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者
- ③従業員の健康増進に関し、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者

(5) その他

上記に掲げるもののほか、市内の産業振興および社会一般の福祉の増進に貢献したと選考委員会
が認める者

B 次の(1)から(5)において、功労のあった者

(1) 環境保全

- ①省エネルギーを推進し、環境保全に寄与した者
- ②リサイクルの推進に積極的に取り組んだ者
- ③京都議定書に基づくCO2削減に貢献があった者
- ④化学物質排出量を削減し、低公害に寄与した者
- ⑤地球温暖化防止に積極的に取り組んだ者
- ⑥次世代につなぐ環境保全を行ったと認められる者

(2) 地域活動貢献

- ①地方自治体が実施するイベント等に積極的に参加し、その功績が認められる者
- ②さまざまなボランティア活動を通じ、地域社会に貢献が認められる者
- ③市内産業の振興に寄与したと認められる者

(3) 国際交流表彰

- ①宝塚市内の企業と海外企業との経済的・文化的交流を促進し、宝塚市産業の発展に貢献したことが認められる者
- ②宝塚市内に在住もしくは訪れる外国人に、宝塚市の好感度をあげる行為を行い、永続的に宝塚市産業の振興に寄与したと認められる者

(4) 社会還元活動

- ①学術・教育の面で、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者
- ②芸術・文化・福祉の面で、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者
- ③スポーツ振興において、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者

(5) 善行表彰

- ①バリアフリーのための活動を積極的に行った者
- ②自己の危機をかえりみず、人命救出を行った者
- ③災害を未然に防ぎ、人命と財産を守った者